

令和4年第11回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

令和4年11月18日

武蔵村山市教育委員会



## 令和4年第11回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年11月18日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時10分

2 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3 出席委員 池谷光二(教育長) 大野 順 布  
杉原 栄 子 比留間 雅 和  
潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	諸星 裕	学校教育担当部長	東口 孝正
教育総務課長	平崎 智章	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	赤坂 弘樹	学校給食課長	長谷 慶一
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長	西原 陽
スポーツ振興課長	鳥海 純子	図書館長	藤本 昭彦

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 池谷正太郎  
吉野恵里加

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第51号 武蔵村山市民会館の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第52号 武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第53号 令和4年度教育予算の補正（第7号）の申出について
- 7 議案第54号 武蔵村山市立学校の令和5年度入学式及び卒業証書授与式の日程について
- 8 議案第55号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 その他

**◎開会の辞**

○池谷教育長 本日の会議に際し、4名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

また、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

また、会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えますので、事務局職員におきましては簡潔な説明をお願いします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和4年第11回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

**◎議事日程の報告**

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配布のとおり決定いたします。

---

**◎日程第1 会期の決定**

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

**◎日程第2 前回会議録の承認**

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、比留間委員にお願いいたします。

---

### ◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和4年度自治功労表彰者・一般表彰者についてでございます。  
資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、令和4年度自治功労表彰者・一般表彰者について御報告をさせていただきます。

令和4年度自治功労表彰者・一般表彰者のうち、教育委員会から推薦いたしました方々につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

まず、行政功労者についてでございますが、吉野久様が学校給食業務で受賞されました。

続きまして、保健衛生功労者についてでございますが、奥住一雄様及び白土正三様が学校保健業務で受賞されました。

続きまして、社会教育功労者についてでございますが、本村ヒロ子様が生涯学習振興で受賞されました。

続きまして、寄附功労者についてでございますが、青梅信用金庫様、東京武蔵村山ロータリークラブ様及び山下安雄様から寄附をいただいたところでございます。

続きまして、善行功労者についてでございますが、大南通学路児童の安全を守る会様が事故防止で受賞されました。

なお、受賞された皆様の功績は、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和4年度少年少女スポーツ大会第39回少年少女サッカー大会の開催についてござい

ます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、令和4年度少年少女スポーツ大会第39回少年少女サッカー大会の開催について御報告いたします。

資料の2を御覧ください。

主催は、武蔵村山市教育委員会、主管は、武蔵村山市サッカー協会でございます。

開催日は、令和5年1月21日土曜日、会場は、総合運動公園運動場の第1運動場及び第2運動場でございます。

開会式は、午前8時から総合運動公園第2運動場で実施する予定でございます。

参加の登録人員につきましては、令和元年度から児童のサッカー大会の主流である8人制サッカーに変更したため、8人以上とし、参加資格は、小学4年生から6年生までの児童で、保護者が出場を認めた者としております。

部門は、男子の部と女子の部を設けておりますが、男女混合チームは男子の部となります。

試合時間は10分ハーフ、ハーフタイムを5分とし、試合方法につきましては、トーナメント方式で行うこととしておりますが、1回戦で敗退したチームは、初戦で敗退したチーム同士で1試合行うこととしております。また、単一部分の参加チームが少なかった場合には、トーナメント方式ではなくリーグ戦を行います。この場合の試合時間は、ハーフタイムなしの15分といたします。

教育長におかれましては、お忙しい中、大変恐縮ではございますが、開会式等に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

3点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 質問をいたします。

市に対して貢献された方や、このように功績のある方を表彰という形で感謝の心を表すの

はとても大切なことだと思います。今年も大変ふさわしい方々のお名前が挙げられていて安心いたしましたけれども、この表彰者の方々はどのようにして決まるのか、また推薦なのか基準があるのかなど、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

○池谷教育長 平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 お答えをいたします。

こちらの表彰者の決定につきましては、市の表彰に関する規定がございまして、その規定の基準に基づき、まず各課で関係者の中から該当する方を推薦いたします。その上で、庁内に設置しております審査会で最終的に決定をしているものでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。ふさわしい方が漏れのないようにということで、ぜひお願いしたいと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第51号 武蔵村山市民会館の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第4、議案第51号 武蔵村山市民会館の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第51号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市民会館の指定管理者候補者を決定する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第 51 号 武蔵村山市民会館の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認につきまして御説明申し上げます。

武蔵村山市民会館の指定管理者につきましては、現在の管理運営期間が今年度末で終了することから、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間を指定期間として新たに募集をいたしました。その結果、2 団体からの申請があり、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し、申請団体から提出された申請書、事業計画書等の内容による第 1 次審査及び第 1 次審査通過団体によるプレゼンテーションの第 2 次審査を行いました。

審査の結果につきましては、別冊報告書の 5 ページに記載のとおり、株式会社ケイミックスパブリックビジネスが候補者として選定されました。

指定期間につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

審査の講評につきましては、別冊報告書 7 ページを御参照いただきたいと思います。

本来であれば、指定管理者候補者の決定に当たっては、教育委員会の議決をいただくところでございますが、令和 4 年第 4 回市議会定例会への議案提出の申出を行う必要があり、教育委員会を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 31 日付で臨時に代理をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

審査経過等につきましては、文化振興課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○池谷教育長 西原文化振興課長、お願いします。

○西原文化振興課長 それでは、武蔵村山市民会館の指定管理者候補者の選定審査経過等について御説明いたします。

武蔵村山市民会館の指定管理者候補者について、別冊報告書の 2 ページを御覧いただきたいと思います。

指定管理者指定申請につきましては、受付期間を令和 4 年 8 月 8 日月曜日から 8 月 18 日木曜日までとし、2 団体から申請がございました。指定管理者候補者の選定に当たっては、外部の有識者を含む 7 名で武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会を設置し、選定を行いました。

審査の方法でございますが、令和 4 年 9 月 14 日水曜日に第 1 回選定委員会を開催いたしま

した。選定に当たって、申請団体が2団体のため、1次審査では申請団体が募集要項に示された応募資格等を満たしているかどうかの提出書類の確認を行い、提出書類の採点を行わず、2団体ともに第1次審査通過団体といたしました。

続きまして、10月11日火曜日には第2回選定委員会を開催しました。内容につきましては、第1次審査通過団体が20分以内で提出書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、引き続き委員による10分程度の質疑応答を行いました。

次に、6ページを御覧ください。

質疑応答の後に各委員が審査基準に基づき個別に採点を行い、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数、7名ですので7で割った数値、これを評点といたしました。この評点の点数の妥当性を委員の合議により検討し、評点の合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定いたしました。

続きまして、7ページを御覧ください。

こちらは、指定管理者候補者を選定した後、指定した団体に対する各委員からの講評などをまとめたものでございます。

次に、申し訳ございません。5ページにお戻りください。

武蔵村山市民会館指定管理者候補者につきましては、株式会社ケイミックスパブリックビジネスを選定いたしました。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 1点質問でございます。

選定委員会の審査の講評のところを見ますと、今回選定した団体は、長年にわたりこの業務に携わり、現在も指定管理者として市民会館の運営に当たっている団体というふうに理解いたしました。

そこで、長いがゆえにということなんでしょうか。2、3年に一度外部評価を受けるべきとの意見があったことや、最後のところに評価の時期等についても検討するという文言もございます。要は、任せきりになってはいけないということだと思うんですが、実際のところどうなんでしょうか。市と指定管理者が定期的に顔を合わせて、改善してほしいところなど市の意向を伝えたり、指定管理者が示した計画の進捗状況をチェックしたりといった機会や

場はないのでしょうか。現状をお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、お答えいたします。

市では、指定管理者制度を導入した施設における管理の適正を期するために、指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針というのを平成20年に定めております。その中で、実施体制ですとか内容、水準、それから収支の状況等を年2回モニタリングを実施して情報共有を図っているところです。

なお、結果につきましては、翌年度、広資料として公表しております。

以上でございます。

○池谷教育長 大野職務代理人、いかがでしょうか。

○大野職務代理人 ありがとうございます。どうしても一つのところに同じ業務を長くお願いしていると、マンネリになりがちですし、2、3年に一度の外部評価というものも、そういうことを心配しての言葉だと思います。今後、評価の時期等について検討するとありますので、新しい仕組みづくりはそこに期待したいと思っておりますけれども、一方で日頃から市と指定管理者との間で意思疎通を図っておくことは非常に大事なことだと思っております。幸い現在も意思疎通の場はあるようでございますので、今後とも市民会館が適切に運営されていくように、定期的な会合などを通じまして、指定管理者との連携を一層密にさせていただければなどそのように思った次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 市民の方からの声ですが、さくらホールでの芸術文化活動の内容が多彩になってきていて素晴らしいということでお褒めの言葉を聞きましたので、一言ですけれども、感想を述べさせていただきました。

○池谷教育長 どうもありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 51 号 武蔵村山市民会館の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

**◎日程第 5 議案第 52 号 武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認について**

○池谷教育長 日程第 5、議案第 52 号 武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 52 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者を決定する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第 52 号 武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認につきまして御説明申し上げます。

武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者につきましては、現在の管理運営期間が今年度末で満了となることから、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間で指定期間として新たに募集をいたしました。その結果、1 団体からの申請があり、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し、申請団体から提出された申請書、事業計画書等の内容による第 1 次審査及び第 1 次審査通過

団体によるプレゼンテーションの第2次審査を行いました。

審査の結果につきましては、別冊報告書の4ページに記載のとおり、フクシ・オーエンス共同事業体が候補者として選定されました。

指定期間につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

審査の講評につきましては、別冊報告書の6ページを御参照いただきたいと思います。

本来であれば、指定管理者候補者の決定に当たっては、教育委員会の議決をいただくところでございますが、令和4年第4回市議会定例会への議案提出の申出を行う必要があり、教育委員会を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和4年10月31日付で臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、承認をお願いするものでございます。

審査経過等につきましては、スポーツ振興課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者の選定審査経過等について御説明いたします。

議案第52号別冊資料としております報告の2ページ、3ページを御覧ください。

指定管理者候補者の募集及び審査の経過につきましては、令和4年7月1日から公募を開始いたしまして、7月7日に開催した現場説明会では2団体の出席があり、その結果、8月8日から18日までの指定申請受付期間に1団体からの申請があったところでございます。

指定管理者候補者の選定に当たっては、外部の有識者を含む7名による武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会を設置し、令和4年9月14日に第1回選定委員会を開始いたしまして、第1次審査を行いました。第1次審査の選定に当たっては、申請団体が1団体であったことから、申請団体が募集要項に示された応募資格を有しているかどうか提出書類の確認を行い、当該団体を第1次審査通過団体といたしました。

第2回選定委員会は10月7日に開催し、第2次審査として提出書類の内容に関するプレゼンテーションと質疑応答を行いました。その後、各委員が審査基準に基づき個別の採点を行い、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値を基に審査基準値の項目ごとに点数の妥当性を委員の合議により検討し、評点の合計が過半点を超えたため、指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、4 ページを御覧ください。

審査の結果についてでございますが、選定委員会において厳正な審査を行った結果、フクシ・オーエンス共同事業体を武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者として選定いたしました。

なお、フクシ・オーエンス共同事業体とは、現在の総合体育館等の指定管理者であり、株式会社フクシ・エンタープライズと株式会社オーエンスによる共同事業体でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 52 号 武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎日程第 6 議案第 53 号 令和 4 年度教育予算の補正 (第 7 号) の申出について

○池谷教育長 日程第 6、議案第 53 号 令和 4 年度教育予算の補正 (第 7 号) の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 53 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 4 年度教育予算について、歳入で都補助金、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出

するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第 53 号 令和 4 年度教育予算の補正（第 7 号）の申出につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和 4 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 7 号）に係る教育予算につきまして、1 ページの 1、歳入において 182 万 3,000 円、2 ページ、2、歳出において 8,923 万 6,000 円の増額をするものでございます。

また、3 ページ、3、繰越明許費につきましては、第五中学校消防設備器具改修工事において、受信機の製造に想定以上の時間を要することが判明したため、次年度に繰り越すものでございます。

4 ページ、4、債務負担行為につきましては、令和 5 年度から令和 9 年度までの市民会館及び総合体育館等体育施設の指定管理者の選定に伴い、本年度中に基本協定等の締結をするためにその指定管理料について債務負担行為をするものでございます。

続きまして、科目ごとの説明につきましては、令和 4 年度教育予算第 7 号補正参考資料により、その主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1 ページの歳入でございますが、16 款 2 項 8 目教育費都補助金につきましては、令和 4 年度に新設された区市町村スポーツ実施促進事業費補助金 182 万 3,000 円を計上し、市民駅伝、スポーツ宣言都市記念事業及びスポーツ教室の事業に充当するものでございます。

続きまして、2 ページの歳出でございますが、2 款 1 項 9 目地区集会所費につきましては、電気料金の高騰に伴い、各地区集会所の光熱水費を増額するものでございます。

次に、3 ページの 4 目教育振興費につきましては、自閉症・情緒障害特別支援学級開設に伴い、教育特別相談員、就学相談員の報酬及び施設整備に係る経費を計上するものでございます。

2 項小学校費、1 目学校管理費、それから 4 ページの 3 項中学校費、1 目学校管理費、5 ページの 5 項社会教育費、2 目公民館費及び 3 目図書館費につきましては、電気料金の高騰に伴い、各施設の光熱水費を増額するものでございます。

次に、6 項保健体育費、4 目学校給食費につきましては、国の臨時交付金を活用して保護者負担の軽減を図るため、令和 5 年 1 月分から 3 月分の学校給食費負担金 7,022 万 9,000 円

を計上するものでございます。これは既に助成をしている値上げ分に加え、残りの部分を助成するもので、これにより3か月間の保護者負担はなくなることとなります。また、調理及び配送経費につきましては、物価高騰に伴う重油、電気料金、水道料金及び下水道使用料について増額をするものでございます。

以上、雑駁でございますが、議案第53号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第53号 令和4年度教育予算の補正(第7号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第7 議案第54号 武蔵村山市立学校の令和5年度入学式及び卒業証書授与式の日程について

○池谷教育長 日程第7、議案第54号 武蔵村山市立学校の令和5年度入学式及び卒業証書授与式の日程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第54号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校の令和5年度入学式及び卒業証書授与式の日程を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、

御決定くださるようお願いいたします。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第 54 号 武蔵村山市立学校の令和 5 年度入学式及び卒業証書授与式の日程につきまして御説明申し上げます。

別紙を御覧ください。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則第 25 条では、入学式及び卒業証書授与式を実施する日は、校長の意見を聴いて委員会が定めるとしております。

教育委員会事務局では、10 月開催の校長会におきまして事務局案をお示しし、小学校校長会及び中学校校長会で協議をしていただき、御意見を挙げていただくこととしておりましたが、特に御意見はございませんでした。

そこで、武蔵村山市立学校の令和 5 年度の入学式及び卒業証書授与式の日程につきましては、別紙のと通りの日程で実施をしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議案第 54 号 武蔵村山市立学校の令和 5 年度入学式及び卒業証書授与式の日程につきましての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 54 号 武蔵村山市立学校の令和 5 年度入学式及び卒業証書授与式の日程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 議案第55号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部  
を改正する規則について

○池谷教育長 日程第8、議案第55号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部  
を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第55号の提案理由を説明させていただきます。

招致外国青年任用規則の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する  
ものでございます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よ  
ろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、議案第55号 武蔵村山市外国語指導助手の任  
用に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

今回の改正につきましては、招致外国青年任用規則の改正に伴い、規定を整備する必要が  
あるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

3枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたく存じます。

第2条第2項は、外国語指導助手の任用期間について規定内容を改めるものでございます。

第13条第2項は、病気休暇について規定内容を改めるものでございます。

2ページにかけてでございますが、第14条第1項第6号は、外国語指導助手が不妊治療に  
係る通院治療のため勤務しない場合の休暇について規定を追加するものでございます。

第14条第1項第9号は、外国語指導助手が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると  
認められる場合の休暇について規定を追加するものでございます。

第14条第1項第10号は、外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の  
6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子を養  
育する外国語指導助手が勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇について規定  
を追加するものでございます。

第14条第1項第11号は、外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合の休  
暇について規定内容を改めるものでございます。

第14条第1項第14号は、女性の外国語指導助手が母子保健法の規定による保健指導又は  
健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休

暇について規定を追加するものでございます。

3 ページにかけてでございますが、第 14 条第 1 項第 15 号、16 号及び 17 号は、外国語指導助手が介護を行うために必要な休暇について規定内容を改めるものでございます。

第 14 条第 1 項第 18 号は、妊産婦である外国語指導助手が健康診査を受けるための休暇について規定内容を改めるものでございます。

4 ページを御覧ください。

第 14 条第 1 項第 19 号は、妊娠中の外国語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の休暇について規定を追加するものでございます。

第 14 条第 2 項は、特別休暇の有給及び無給の範囲について規定内容を改めるものでございます。

第 15 条第 1 項、外国語指導助手が疾病、負傷その他やむを得ない理由により勤務できなかった場合に休職することができる規定について規定内容を改めるものでございます。

第 18 条第 1 項は、外国語指導助手の病気休暇並びに特別休暇に関する手続内容について規定内容を改めるものでございます。

5 ページを御覧ください。

第 19 条第 2 項第 2 号は、外国語指導助手の懲戒処分に係る減額の規定について規定内容を改めるものでございます。

附則でございます。改正案の施行期日は、公布の日からを予定しています。

以上、雑駁ではございますが、議案第 55 号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 55 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### ◎日程第9 その他

○池谷教育長 日程第9、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

---

#### ◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時10分閉会